

総務文教委員会

令和3年12月9日(木)

日 時 令和3年12月9日(木) 午前10時00分開会—午前11時11分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 奥野副委員長、谷地、坂原、竹原、和田、道工

欠席委員 小川、辻下

傍聴議員 中原、反保、出口

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長、古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長、相馬財政改革部長

澤教育委員会事務局教育次長

廣田まちづくり戦略室理事

窪田総務部理事兼財政改革部理事、寺田総務部理事

阪本財政改革部理事、福井会計管理者

増田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長

森総務部副理事兼総務課長、内山財政改革課長

松井学校教育課長

小川教育委員会事務局理事兼生涯学習課長兼青少年センター所長

岩田企画地方創生課長、吉田都市整備部理事

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

奥野副委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は6名。小川委員長、辻下委員については欠席届が提出されています。

委員長が欠席ですので、委員会条例第11条の規定により、副委員長の私が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第73号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された議案を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページ目をご覧ください。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

12地方交付税、1地方交付税、地方交付税といたしまして2,551万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

奥野副委員長 松井課長。

松井学校教育課長 16国庫支出金、2国庫補助金、小学校費補助金といたしまして20万1,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、歳出でご説明させていただきますが、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、小学校において新型コロナウイルス感染症対策に必要なとなる消耗品などの保健衛生用品を購入するもので、新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。

補助率は2分の1となっております。

続きまして、中学校費補助金といたしまして5万9,000円を増額するものです。

内容といたしましては、小学校費と同じく学校保健特別対策事業費補助金を活用し、中学校において、新型コロナウイルス感染症対策に必要なとなる消耗品などの保健衛生用品を購入するもので、新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。

同じく補助率は2分の1となっております。

奥野副委員長 内山課長。

内山財政改革課長 20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして3,643万9,000円を増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

奥野副委員長 森副理事。

森総務部副理事 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入としまして21万5,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、本町が加入している一般財団法人全国自治協会の建物罹災共済保険金で、歳出でご説明させていただく平野集会所修繕料に充当する保険金でございます。

奥野副委員長 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、資料2ページ目をご覧ください。

23町債、1町債、臨時財政対策債といたしまして5,877万6,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、記載借入額の確定に伴いまして当初予算との差額を計

上するものでございます。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして365万4,000円の増額補正を行うものでございます。

奥野副委員長 森副理事。

森総務部副理事 続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）歳出についてご説明します。

2総務費、1総務管理費、集会所維持補修費としまして21万5,000円の増額補正を行うものです。

資料5ページの箇所図と併せてご覧ください。

内容としましては、本町の公用車が、平野集会所の前面道路において、対向車を避けるため道路の端に寄ったところ、誤って当該集会所玄関ポーチ上の軒に接触し、軒が破損したことにより、その復元を行う修繕料として21万5,000円の増額補正を行うものです。

奥野副委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 続きまして、2徴税費、町税過誤納償還金476万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしまして、本年度4月から9月までの上半期で、個人及び法人町民税の申告に伴う更正や配当割株式譲渡等所得割控除に係る控除超過によります町税過誤納償還金の支出が増加しており、決算見込額について算定したところ、不足額が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

奥野副委員長 松井課長。

松井学校教育課長 10教育費、2小学校費、小学校改修事業費といたしまして129万8,000円を増額補正するものです。

資料6ページの施工箇所図を併せてご覧ください。

内容といたしましては、淡輪小学校普通教室棟と特別教室棟をつなぐ1階渡り廊下部分の勾配がきつく、支援を要する児童の通行に支障をきたしており、勾配を緩やかにする舗装工事を行うものです。

また、淡輪小学校の中門から体育館に向かう敷地内道路の舗装が老朽化により亀裂等が生じており、児童などの通行に支障が生じていることから、併せて舗装

工事を行うものです。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業費といたしまして40万2,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に必要となるビニール手袋、マスクなどの保健衛生用品を購入するための消耗品費として10万5,000円、児童の体温管理や来校者の体温チェックをするための非接触型対応検知器を購入するための機械器具費として29万7,000円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金20万1,000円を充当するものです。

続きまして、3中学校費、新型コロナウイルス対策事業費といたしまして11万8,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、小学校費と同じく新型コロナウイルス感染症対策に必要となるビニール手袋、マスクなどの保健衛生用品を購入するための消耗品費として1万9,000円、生徒の体温管理や来校者の体温チェックをするための非接触型体温検知器を購入するための機械器具費として9万9,000円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金5万9,000円を充当するものです。

奥野副委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 6保健体育費、町民体育館空調整備事業費といたしまして、町民体育館空調設置工事設計委託料300万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、現在避難所として使用する体育館の環境対策や、体育授業の熱中症対策といたしまして、淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校の体育館に空調機器を設置するための準備を進めているところではありますが、引き続き来年度、町民体育館に空調機器を設置するに当たり、経済産業省所管の補助金を受けるための準備を進めており、補助金申請に当たり事業費を算出する必要があるため、増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして979万9,000円を増額補正するものです。

奥野副委員長 内山課長。

内山財政改革課長 資料4 ページ目をご覧ください。

続きまして、地方債補正でございます。

起債の目的、臨時財政対策債につきまして、補正前の限度額3億3,900万円から補正後の限度額2億8,022万4,000円へ、地方債限度額を変更するものでございます。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）につきましては、以上でございます。

奥野副委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの、町税過誤納償還金、これいつも出てきていますが、今説明してもらったのだけれど、分からないので、もう一度説明を聞きたいです。

奥野副委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 今回の補正の内容につきまして、もう一度ご説明させていただきますと、4月から9月までの上半期におきまして、個人及び法人町民税の申告に伴います更正や、配当割株式譲渡等所得割控除にかかる控除超過によります還付に伴い、町税過誤納償還金の支出が増加しておりますので、今後の決算見込額について算定しましたら、不足が生じるということで、増額補正をお願いするものでございます。

主立ったものとしましては、先ほども触れておりますけれども、住民税の還付や法人の決算に伴う確定申告分による還付などが主な要因となっております。

奥野副委員長 よろしいですか。

では続いて坂原委員。

坂原委員 何点か確認をさせて下さい。

委員会資料3ページの教育費ですね、この中で小学校改修事業費とあるのですが、淡輪小学校で改修工事があるということですが、今の説明の中で渡り廊下の勾配という話があったのですが、勾配という、普通教室棟から特別教室棟へ行く、そこに勾配があるのか、その勾配というのはどここのことを言っているのかなと思うのですが。

それと、中門から入って渡り廊下へ行く道ですね、その道が傷んでいたという

ことですが、これはもうずっと以前から傷んでいたのかと思うのですが、どの程度に何が合ったのかなと思うので、それも併せてお聞きしたいと思います。

奥野副委員長 松井課長。

松井学校教育課長 淡輪小学校の舗装工事ですが、渡り廊下の勾配については、普通教室棟から特別教室棟に渡るところの廊下になります。そこの西側が、かまぼこ型になっており、急な勾配になっております。車椅子など支援を要する児童がスムーズに通行できるように、勾配を緩やかにする舗装をいたします。

資料6ページも参照してください。

坂原委員 もう1点、通路の説明をお願いします。

松井学校教育課長 中門からの舗装ですが、随分前から老朽化により亀裂等が生じております。敷地内道路については凸凹がすごくあるので、オーバーレイ工法によるアスファルト舗装を行うものであります。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 資料の6ページで見るところの、中門から入って、特別教室棟に当たって右に曲がって、黒い部分ですね、黒い部分と渡り廊下との接点のそこが、傾斜があるということではないのですかね。その傾斜が強いので、例えば車椅子とか、例えば松葉杖とかだったら少し勾配がきついで通りにくいというので、今回修繕するということですね。

その道路の補修も、確かにここ前から傷んでましたよね、雨が降ったら水が溜まったりね。子どもが自転車で通学するのにも危ないかと思っていたので、非常にいいことだと思います。その件はそれで結構です。

続いて、新型コロナウイルス対策事業費として、これは小学校も中学校も同じだと思うのですが、機械器具費として、非接触型体温検知器の購入費とあるのですが、非接触型の体温検知器というのは、人力というか、人が手に持って測るものがありますね。あれも非接触だと思うのですが、今回購入するこの検知器というのはどんなタイプのものなのか、それをお聞きしたいと思います。

奥野副委員長 松井課長。

松井学校教育課長 今回、非接触型体温検知器というのは、役場の受付のところに置いてあるのと同じようなもので、顔を写しただけでスピーディーに検温ができる非接触型の体温計になります。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 確かに人が多く出入りするところについては、手に持って体温をチェックするという、人手がかかるような検知器よりも、自動で勝手に体温が検知されるというほうが便利でいいですね、確かにね。

ちなみにそれは、役場正面玄関にあるのは体温検知とそれから消毒、手指の消毒液も出るのですけれども、それと同じようなものでいいのですかね、どうですか。

奥野副委員長 松井課長。

松井学校教育課長 役場に置いてあるのは消毒液が出るタイプですが、今回学校に購入するのは消毒液が出ないものであり、消毒液は横に置いて、消毒していただくようになります。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。それはそれで結構です。

続いてですが、町民体育館の空調、空調設置工事の設計委託料、ここで上がっているのですが、これは以前、私も一般質問で質問させてもらったことなのですが、現在3小学校でこの空調設置の工事が実際に今進んでいるのですけれど、以前の答弁の中でも小学校、中学校の体育館、町民体育館という話があったと思うのですけどね、3小学校を先にやって、今やっていますと。次は中学校かと思うのですけど、ここで中学校ではなくて町民体育館が先に来ていると。ということは、中学校はどうなるのかな、先になるのかな、また何故先に町民体育館が来るのかと思うのですが、その辺はいかがですか、お願いします。

奥野副委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在、3小学校の体育館について空調設置工事を進めてますけれども、LPガス協会の補助金は避難所が対象になっておりますので、避難所と指定されてます町民体育館、岬中学校の体育館が対象になりますけれども、一般開放の熱中症対策としても活用する予定ですので、スポーツ少年団など一般開放の利用の多い町民体育館のほうを優先させていただいたというところでございます。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 利用頻度に応じて、順番を決めたということですね。

今回は町民体育館の委託料が上がっていますが、中学校に対しては今後どんな計画ですか。併せてお願いします。

奥野副委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 引き続き、岬中学校の体育館にも空調機器を設置したいとは考えておりますけども、事業費がかなり高額になりますので、国の補助金の予定とか財政状況も含めて、財政当局と協議して決めたいと考えております。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 それは分かるのですけれども、相談して進めるのだけど、いつ頃からかかる予定か、その予定を聞いているのですよ。

奥野副委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 教育委員会としましては、町民体育館に引き続き、岬中学校の体育館に空調機器を設置したいと考えております。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 3小学校は去年ですか、設計委託料があつて、今年工事も進めていると。町民体育館が今年、この12月ですね、補正で設計委託料が上がって、来年度になって補助金ですか、助成金ですか、その手続をして来年工事にかかっていくという予定だと。という流れでいくと、来年の今頃にまた中学校の設計委託料が補正で上がってきて、その次の年度に中学校の空調設備の整備事業が始まるのかと勝手に思っていたのですが、そういう流れではないのですか。

奥野副委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 質問にお答えさせていただきます。

継続して事業を実施するとなりますと、そのようなタイムスケジュールになるかと思えます。LPガス協会の補助金を使うとそういうタイムスケジュールになるんですけども、補助金の状況によって若干予定が変わってくるかも分かりません。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 今の流れの補助金ですね、そのままで行ったらそういう計画になると。町民体育館の次に中学校だということですね。その件は分かりました。

今回の本会議での私の一般質問の中でも、小中学校も統合したらどうかと、私そういうような発言をしましたけれども、小中学校も統合するのだったら体育館

に空調など要らないのところがどうかという話もあるのですが、ただこの体育館というのは、小学校の生徒、児童生徒の活動のためだけではなくて、避難所にも使うということなので、その周辺住民にとってもやはり非常に大事なところかと思えます。

また、先ほどの答弁でありましたけれど、町民体育館については使用頻度が高いと、スポーツ少年団ですか、そういうところですね、大人のスポーツ等に使うのが多いということなので、これはぜひともスムーズに進めていってほしいと思います。

奥野副委員長 ほか、ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私から質問は1点です。

平野集会所で事故があり、その修繕料ということで説明を聞かせていただいたのですが、今の説明によると役場の車が集会所にぶつかったように聞いたのですが、どちらからどうなってというのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

奥野副委員長 森副理事。

森総務部副理事 平野集会所の修繕に係る事故の件について、もう少し詳細にご説明をさせていただきます。

事故が起こったのは今年の9月22日の13時40分ぐらいで、公用車というのは具体的に申し上げますと給食センターの配送トラックなんですけども、その車が給食センターを出て平野集会所方面に車を走らせていたところ、コミュニティバスが前方から来たということで、対向するために道の端に寄ったんですけども、バスが通り抜けた後、車を動かしたところ、ちょっと集会所の玄関ポーチ上の軒に当たり、軒が破損したため修繕をするというところなんですけども、車についてはさほど大きな破損はなくて、ちょっとコンパウンド等でこすったところ直ったというところで聞いております。

奥野副委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。もっと小さい車で、スピードが出ていてがっていったのかというように理解していたのですが、大きい車同士で細い道をとということで、お聞きしました。

この修繕を、しないといけないというのは分かるのですが、今後同じような事故がないように、何か対策というのは、少し広くするとか、何か看板を付けるとかポールを立てておくとか、そういう考えはないでしょうか。

奥野副委員長 森副理事。

森総務部副理事 公用車の事故というところで、総務課としまして、職員に対して、車の運転について注意を図るというような周知をするというところですか、あと接触注意の看板等というようなところで言いますと、ちょっと道路管理者等との協議も必要になってくるのかなと思います。ただ軒下のほうも、ちょっと以前よりも引っ込めた形で屋根を設置したいと考えておりますので、今後接触することはないのかなというふうには考えております。

奥野副委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野副委員長 満場一致であります。

よって、議案第73号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。議案第76号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 質問事項が2点ありまして、1点目、28ページなのですが、5、生活環境の整備の④、良質な住環境づくりの推進という部分で、岬町住宅マスタープ

ランに基づきとか、あとは岬町空き家対策計画に基づき、といった記載があるのですけれども、こちらの2つとも第4次岬町総合計画、これを上位計画としていと認識しておりまして、さらに計画期間が平成24年度から令和3年度、今年度で一応期間が終了というようなものと認識しています。

今回の過疎地域持続的発展計画、これは上位計画が第5次岬町総合計画と関連しているのかと思うのですけれども、こういった中身の細かい、この岬町住宅マスタープランとか空き家対策計画、こちらの第4次というところになってるの、この整合性はどうなっているのかというのを教えてください。

奥野副委員長 答弁はどなたですか。

寺田理事。

寺田総務部理事 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町総合計画につきましては、第5次ということで令和3年度から令和12年度の10年間の総合計画を策定しております。今言われました岬町住宅マスタープラン、それと岬町空き家等対策計画におきましても、この上位計画が総合計画になりますので、その下にぶら下がっている計画になりまして、その都度計画期間が過ぎましたら、それぞれ各プラン、計画については更新する計画になっております。

ただ現状、総合計画を作る時点でそれぞれの計画に合わせた総合計画を作っておりまして、ぶら下がってる計画につきましては、計画期間終了後に修正していくという形で、一応そこで整合性を図っているというところになりますので、具体的に全てが同じタイミングで、全て整合性を取って計画を作り直すということではございません。

奥野副委員長 谷地委員、続いてどうぞ。

谷地委員 説明ありがとうございます。

ということは、この住宅マスタープランとか空き家対策とかもこの令和3年度、今年度終わったタイミングでまた第5次総合計画に合わせて更新するのかとか、そういった形で進めて整合性を合わせていくという感じですかね。

奥野副委員長 答弁求めますか。

寺田理事。

寺田総務部理事 経過期間の終了の前年度、もしくは前々年度に計画の見直しを図るとい

うところでございます。

奥野副委員長 よろしいですか。

谷地委員、もう1点あるのですかね。

谷地委員。

谷地委員 もう1点なのですけども、この41ページの11の再生可能エネルギーの利用の推進という部分で、それ以外のものについては、施策推進のための指標というものがそれぞれ記載されていたのですけれども、この11だけがこの指標というものが記載されていないのですが、こちらに関しては特に定めがなくても問題ないというものになるのですかね。

奥野副委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 谷地委員の質問にお答えいたします。

11の再生可能エネルギーの利用の促進の目標値につきましてですが、適当な指標が無い場合は、無しでいけると、大阪府に確認しています。

奥野副委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、理解しました。確かにほかの自治体のこの過疎地域の持続発展計画、幾つか見たらやはり書いていないものもあったので、もしかしたらそういったものかなと思っていたのですけれど、これは理解できました。

実際具体的に、指標として定める、必要ではないものは記載は要らないというところだと思いますけれども、中には何かしら計画を立てるに当たって目標を持つということ自体はいいと思うので、記載云々等は置いておいて、何かしら目標を持って取り組まれるというのはいいかと思います。

奥野副委員長 よろしいですか。

和田委員。

和田委員 この76号の鑑文に付いている提案理由を読ませてもらうと、一応持続的発展に関する施策を総合的にとあるのですが、議会が通れば国に申請するのか、この文章を申請するのか、それとも申請したときにこういうのを出してるのか、その点を伺います。

奥野副委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 和田委員の質問にお答えいたします。

この過疎の持続的発展計画につきましては、まず役場内部で内容の素案を作成

いたしまして、パブリックコメント、それから住民等のご意見等を賜り、その後、大阪府の基本方針というのがあるのですが、この基本方針に沿った形で大阪府と協議を進めてまいりました。

協議が終わり、議会に提案をさせていただき、議決を頂いた後、大阪府を通じて1月18日をめどに国に提出させていただくという形となっています。

奥野副委員長 和田委員。よろしいですか。

ほかの方、どなたか、ないですか。

竹原委員。

竹原委員 私から数点あります。

この、そもそものこの提案理由というのですか、頂いたときの過疎地域のこの計画を立てるということで、個別内容についてはしっかりまとめていただいて、意見しようと思えばいっぱいあるのですが、今回そういうことでもないかなと思っております。

そして一つ教えてほしいのは、過疎地域に指定された基本要件というのがあり、一つは人口の減少率、もう一つは財政力指数というのがあります。そして、人口の減少率については資料の中でも、人口を減らさないようにというか、目標を立てて、右下へ伸びている折れ線グラフを少し上げていこうというのが分かるのですが、この財政力指数というのがね、今までどういう流れになっているのか、知りたいと思っております。今後も厳しい状況が続いていくのかどうかですね、その点危機感があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

奥野副委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 財政力指数についてのご質問でございますけれども、財政力指数につきましては地方交付税の概念でございます、一般財源がどの程度あるかということでございます。財政力指数が1を超えますと、普通地方交付税が交付されない交付団体となり、1未満でありますと、交付団体ということでございます。

今回の過疎地域の要件でございますけれども、新たな法律におきましては、平成29年度から令和元年度までの3か年平均の財政力指数について0.51以下となっており小数点第3位以下切捨てでございますけれども、そのような要件になってございます。平成29年度、平成30年度、令和元年度の3か年の財政力指数の平均につきましては、岬町におきましては0.519744といった状況と

なりますけれども、小数点3位以下切捨てとなりますので0.51ということで、ぎりぎり今回の過疎地域の要件が満たされるといった状況となっております。

ちなみに、令和2年度、令和3年度の財政力指数が出ておりますのでご紹介いたしますと、令和2年度については0.5030、令和3年度につきましては0.4668といった状況でございます、緩やかではございますけれども低下傾向となっております。

奥野副委員長 竹原委員。

竹原委員 そもそも、この過疎地域に認定されるということは、これを実行することによってまちが元気になって、人口も減り方を抑制し、財政を上げていこうということだと思っておりますが、現状厳しいのかなというように思っています。

そして、もう一つの質問は、10年間の指定と言っている、聞いておりますが、中間目標、令和7年、2025年というところで、一度区切りがあると思うのですが、この区切りに対して、何ていうのかな、大分と下回っていたら、また下回っているとか上回っているとかで、その後の状況というのは変わってくるのかどうかというのを教えてほしいのですよ。というのは、そこをお願いしたいと思えます。

奥野副委員長 答弁どなたですか。

寺田理事。

寺田総務部理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

計画自体は5年間の計画で、事業を進めていくわけでございます。ただ、今財政部長のほうからもあったように、財政力も若干ではございますが下がっていくような状況になっているとともに、人口減少も全国的に見ても少子高齢化ということで、本町におきましても人口を減らさないような対策、増えればいいんですけど、過疎計画の事業を実施することで何とか持続可能な地域社会を作っていくといけないかなというところでございまして、毎年PDCAサイクルということで、過疎の計画の進捗状況について一定評価をしていけないといけないのかなというところでございまして、5年後につきましては具体的に、例えば企業誘致が進みまして、財政力が好転するとかそういうことがありましたら、過疎を脱却するという事も考えられるのではございますが、

ただ経過措置としまして2年間は、もし万が一脱却したとしても2年間は経過

措置で過疎の、過疎債を受けられるというところがございます。ただ、5年また10年、それ以降も過疎債というのは本町にとりましても財源的にも有効な財源になっておりますので、過疎という言葉は悪いのではございますが、本町にとっては、過疎債を活用して活力あるまちづくりについて進めていけるので、卒業はしたいのですが継続もしたいというところが本音でございます。

奥野副委員長 竹原委員。

竹原委員 確かに、その辺のバランスというのはとても難しいと思います。町が発展したら町に入ってくるお金が減ってくるという、そういうものなのかも分かりませんが。

そうしましたら町長にお聞きしたいのですが、5年後の脱却を目指していくのだという方針なのかどうなのか、気持ちをお聞きしたいと思います。

奥野副委員長 田代町長。

田代町長 今回初めて過疎の指定を受け、私ども職員も含め、これについてはしっかりと理解をしながら、議会に提案をさせていただいています。過疎指定を受けるに当たっては財政力指数とかいろいろ要件があり、それを満たしていただきましたので過疎指定を受けることになりました。では、必ずしも過疎指定を受け、過疎債を発行出来るから、何でも事業ができるのかというところでもなく、10年間の特別措置の中で、近隣の市町の状況をみながら、自治体単独でやれない事業について、過疎債を活用し、しっかりと近隣と肩を並べると言いますと言いが悪いのですが、同等の自治体運営ができるようにするという事です。10年のスパンをもらって、今回過疎債を活用するわけですけれども、あくまでこれは過疎債は借金です。借金をするわけですが、そのうち75%を国から交付税算入していただき、25%が町の持ち出すお金となりますが、これが一番大事なところなんです。事業を行えば、必ず25%の町単独財源が要ということを念頭に置いて、事業を推進していくということが大事だと思っております。

特に、住民の方が非常に困っておられる問題とか、ハードにしてもソフトにしても、そういった事業になかなか財源不足でできない場合に、これを過疎債を活用してやる、その計画を立てたのが今回お示ししている内容なのですが、これはあくまで計画ですので、5年のスパンを置きながら見直しをしていくのですが、委員がおっしゃるような、5年後はどうなるのかというのは、正直申しましてな

かなか見通しが立てにくいところがあるという感じがします。

失礼しました、75%と発言していましたが、70%です。すみませんが、訂正をお願いします。

そういった意味で、5年後、10年後に、見通しはどうなっているか、これは経済状況、社会状況もいろいろ変わってくると思いますけども、我々はこれに基づいて、今までなかなか事業ができなかった問題にしっかりと取り組んで、住民の方が日常生活に問題のないように努力していきたいと思っています。

例えば一番大きな問題、重要な問題って言ったら、今福祉バスを出してますね、これに6,000何がしの委託料は行ってるわけなんですけど、これが国のこの過疎債を受けたことによって、ソフトの、ソフト事業として幾らかの補填ができるんじゃないかな、そういった意味で財政を少しはそういう面では軽減できるという、負担の軽減ができる。そういったことを一つの例を挙げますと、そういったものがいろんな事業に、そういった条件が、好条件がありますので、そういったものを活用して、5年をめどに今回立てていますので、できるだけ見通しがよくなるようにしたいんですけども、財政力が非常にまだ厳しい状況にありますので、特に今回コロナの状況で固定資産税、町民税、そういったものがかなり落ち込んでおります。そういった中でこれを持ち直すということはなかなか非常に難しいかなと思っておりますので、やはり国の交付税を活用しながら、できるだけ事業計画もしっかりと立てて、住民の負担にならないように頑張ってもらいたいなど、このように思っております。

奥野副委員長 竹原委員。

竹原委員 力強いお話を聞かせていただきました。確かにそのとおりでございまして、応援していただいている間にしっかりと立て直していただきたいと思います。

そして最後に1点だけ少しお願いしたいのですが、この過疎の指定をされている地域というのが、全国の市町村のうち800近くあるというように聞いておりました、そしてこの過疎に対する予算措置というのはもうこれだけと決まってると思われまして。その中で、岬町が最大どのぐらい申請して取れるものなのかというのが分かっているのかなど。数千、数百万円なのか数千万円なのか何億円か、どれだけぐらい取れるのかという上限というのがあるのかどうかというのは分かりますでしょうか。

奥野副委員長 答弁は。

相馬部長。

○相馬財政改革部長 先ほど来の過疎のメリットというのが、過疎債の発行といったお話がございました。通常、起債については公共施設の整備や建設であったりとか、ハード事業の建設に伴って起債を発行して、償還といった形になるんですけども、過疎債については通常の起債と違いまして、先ほど町長から、コミュニティバスの説明がありましたとおり、ソフト事業にも充当できるといったメリットがございます。ですから、通常の地方債と過疎債の大きな違いというのは、やはりソフト事業に充当できるというのが大きな利点かなというふうに考えてございます。

それと、ご質問のどれぐらいの規模の財源が確保されるのかといったお話でございませけれども、令和3年度の総務省が定めた地方債計画では5,000億円となっておりまして、令和4年度についても現時点での情報では同額程度が確保される見込みとなっております。その中で、全国の過疎地域が過疎債を申請する形になるんですけども、大阪府で先駆けて指定されております千早赤阪村さんのケースをご紹介しますと、大体年間2億円から3億円程度というふうに聞いてございますので、岬町についてもこの程度かなというふうに考えているところでございます。

奥野副委員長 もういいですか。

ほかの方。ないですか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野副委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号は、本委員会において可決されました。

議案第80号「岬町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか、

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野副委員長 満場一致であります。

よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

議案第81号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議において説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 討論ありますか。賛成ですか。反対の方おられませんか。

竹原委員、賛成討論をお願いします。

竹原委員 議案第81号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

この岬町、一般社団法人岬町観光協会は、近年精力的な活動をしていただいて、

先日もこの深日港のインフィニティに関して、しっかりと関係者をアテンドしていただいております。この岬町の3つある観光案内所と言うんですか、さんぼるた、そして道の駅みさき、そしてみさき公園駅前の観光案内所、そこに、やはり町行政としっかりと連携をして前に進めていただく必要があると思っております、このような職員の派遣というのは推進していくものだというように判断しておりますので、賛成とさせていただきます。

奥野副委員長 続いて、賛成討論の方おられませんか。ないですね。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野副委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了しました。

続いて、議案、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

坂原委員。

坂原委員 一つお聞きしたいと思います。

今、国においては、臨時国会においてコロナ禍で疲弊した日本経済などを立て直そうとして、経済対策を今最終審議に入っておりますけれど、その中の一つとしてマイナポイントというのがあります。2万円、2万点のポイントが付くということですよ。それが決定しまして、詳細がはっきりしてきますと、国で決めることですが実際にそれを発行するのが地方自治体ということで、うちの窓口、役場の窓口でまた人が来てね、その手続を実際にやっていくということになるかと思っております。

そういう意味で、今現段階ではもうそんなにマイナンバーカード、あるいはそのポイントについてはそんなに今は来庁者はないのかなと思うのですが、でも国ではっきりとそれが決まりましてね、決定して、そういうのがはっきりと、また

詳細が出てきますと、それに応じて住民がまた駆け付けるという事態が想定されます。

そういう意味で、窓口対応はどうなっているのかと。そのとき、そうなったときの窓口、対応できるだけの想定をしているのかと、準備できているのか、あるいは考えているのかなと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

奥野副委員長 森副理事。

森総務部副理事 マイナポイントの事業につきましては、先般まず12月末までにポイントの付与が伸びたところでごさいますして、その後委員おっしゃるような新たな付与の制度が入ってきたというところで、またその人件費等についての補助等はまた今後決まってくるのかなと思うんですけども、基本的には1月以降に、12月まで臨時職員の方を配置させていただき予定になっておりますけども、1月以降についても必要に応じて臨時職員の方に配置して、配置させていただいて、住民の皆様のご相談、あるいは手続に寄与していきたいというふうに考えております。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 と言いますのはね、私3月の議会でも一般質問で発言しましたが、窓口対応についてなんです。質問の答弁では、「これから研修など進めて行っていく」と答弁があったのですが、それがまだ今実際にまだ進んでいないわけですよね、現段階ではね。それが今後どうなるのかということをもう一度確認したいのと、なぜ言うのかというと、窓口で住民に対する対応がまずいというのが幾つも耳に入ってくるのです。窓口で住民さんが納得できずにそのまま帰った後、議会に、あるいは議員に対して、ここのこんなのだったんだ、聞いてくれないかというのが数あるわけですね。しかも、同じ課の同じ担当者の人が多いですね。その辺は担当ではつかんでいるのかなと。外部から講師に来てもらって研修する、これはもちろん大事ですよ、そのことは言いました。それと同時に、日常的にそういうのを見てね、指導することも大事と違うのかと。それも併せて私、その発言したんですけど、「そうしていきます」というような答弁だったのですが、現状見たらその辺どうなっているのかと思うわけですよね。実際そんなのはしているのかどうか。担当者の答弁を求めます。

奥野副委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 職員研修、窓口対応に関しましては、以前から坂原委員にい

ろんなご指摘を受けまして、今現在の窓口対応に対する人事担当のほうからの各課職員への働きかけといいますか、その辺りの説明をさせてください。

ちょうど8月の末ぐらいに、今までかなり接遇マニュアルがちょっと分厚過ぎてということで、接遇マニュアルの簡易版を人事担当のほうで作成しまして、全課のほうに送付させていただきました。そこで各職場での周知徹底ということで、管理職、管理職からの指導も含めてお願いしたところなんですけども、その後それだけではちょっと足りないということで、人事担当のほうで、私と係長の2人で手分けして、8月末から9月の10日前後くらいまでかけて、2週間かけて会計年度任用職員と任期付職員さんを中心に、職場に行って個別で接遇マニュアルを見せながら、こうこうこういうところを注意してください、お願いしますということで、私と係長のほうで2人で回らせていただきました。

実際、皆さん仕事中心だったので、ちょっと仕事から外れていただいて、時間的にはちょっと15分から20分ぐらいしか取れなかったんですけども、庁内で53人ほどちょっと、接遇の研修を個別でさせていただきました。

今、ちょうど接遇、行政サービスアドバイザーの長野ゆかさんという方なんですけども、その方に来ていただいて、いろんなご意見等をもらって研修と、さらにもうちょっとブラッシュアップした接遇マニュアル作成等に関しましては、一応今プロジェクトチームを作りまして、いろんな各課の意見を聞いて、どういう接遇マニュアルがうちに合うのか、うちが足りない部分はどこなのかみたいな感じでいろんな意見を聞いて、接遇マニュアルの作成に今取りかかっているところでございます。実際、行政サービスアドバイザーの長野さんに入ってもらって、研修を行うのは1月末から2月にかけて研修を行う予定でございます。

それで、一旦庁内の会計年度職員さんとか窓口に出るのが多い職員の方に関しては一応、私のほうでちょっと回らせていただいたんですけども、ただ坂原委員がおっしゃられるとおり、例えば住民課のところとか、1階のほうで若干ちょっと接遇に対してこの対応はどうだろうみたいな感じで意見聴取をしたことが先週もありましたので、一応原課、原課の課長と私とそれから本人を呼んでいろんな話をして、きちんと対応してほしいということで指導はさせていただきました。

坂原委員 これから研修なりマニュアルを整理していきなりということでね、そのまま対処して、接遇、接客の精度を上げていこうという、そういう努力は分かりました。

計画も分かりました。

私が心配するのは、そういう計画を進めながら、毎日でも窓口業務というのはあるわけで、そこで住民が気を悪くして帰る、職員の対応に腹を立てて納得できずに帰っている、それがその住民さんが我慢せずに言ってくれたら分かるのだけどね、我慢して言ってくれない場合もあるわけよね。見えてくるのは、言ってきたのはことしか分からないんだけど、言ってきたことというのはきちんと担当に届いているのか心配しているわけですよ。各課、原課でとどまっていらないのかなど。結局、岬町役場として全庁的にね、窓口業務などの改善について努めて行っていくのは、それは人事担当になるわけでしょう。その肝心の担当までそういう現状が届いていないのではないかと、私は心配になるのですよ。その点どうなのでしょうね。もう随時それは各窓口で何かあったらすぐにそちらのほうに連絡を入れるような、そんな体制は出来ているのですか、どうですか。

奥野副委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 窓口で何か問題があれば、それが全て人事担当に伝わっているかどうか、あるいはそういうシステムがあるのかと言われると、実際窓口で何かあったときに、担当課から人事担当のほうに連絡が、ない場合もあるかもしれません。ただ、課によってうちに言ってくれるところと言ってくれないところ、あるのかもしれないんですけども、うちに上がってこないということはその担当課のほうで、管理職なりがその窓口担当の職員に対して指導をして、その辺りフォローしてくれるのかなということ考えております。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 担当課でフォローしてくれて、それは終わったらいいのですが、いいのだけれど、それ、人事担当としては良くないのと違うのですか。全部出しておかないといけないでしょう。多分、担当の課によっては連絡をくれるところもあるし出来ないところもあるので、それはシステムが悪いのでしょうか。それは作るのか何か違うのですか。それは何、報告するかしないかって、それは担当課任せになっているのですか。それはおかしいのと違いますか。その辺どうですか。

奥野副委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 確かに坂原委員のおっしゃるとおり、言ってくる課と言ってくる課が来ない課があれば、確かにおかしいことだと私も思います。人事担当のほうから

各課に対して、窓口で住民さんを怒らせたり説明がうまくできていなかったり、トラブルになった部分に関しては人事担当に報告するような形で、各課のほうに通知を入れたいと思います。

奥野副委員長 坂原委員。

坂原委員 私が言うのはね、窓口対応全体、全般について言っているのもあって、何も対応した職員が一方向的に悪いことばかりを言っているのではないのですよ。中には変な人もおりますよ。何も用がないのに来てだらだらしゃべって、住民の対応に職員が手を取られて仕事が前へ進まない、ありますよ。そんなのだってね、情報を共有したらいいですよ。そんなのも皆、担当課から報告を入れてもらって、こういう人が来たら気を付けよと、そんなのもできますよね。そういうのでもね、ぜひ人事担当のほうでそのあたりしっかり状況をつかんで、全体を把握して対処して行ってほしいと思います。それはもう要望しておきます。

奥野副委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

和田委員。

和田委員 1点ですけど、先日テレビで見ていると、18歳以下の10万円の給付ですけど、クーポンにしなくても現金で渡したほうが良いという、そのようなテレビを見た後にまた、今度は首相も、国会もそれは認めようかというように、聞いたのですが、担当課、その点岬町は10万円も進んでいるのか、もう進んでいたらどうにもならないですけど、5万円、5万円で進んでいたらどうにもならないですが、もし進んでいなかったら10万円の現金の給付のほうが手間もかからないし、お金も要らないしというような話を聞いているのですけども、担当課どうですか。

奥野副委員長 これは、町長から答弁いただけますか。

田代町長 この件は、夕べ岸田総理のほうが、現金5万円、クーポン券5万円、これについてはオール現金にするかどうかは各自治体の判断に委ねるという会見がありましたので、それを昨夜聞いていて、担当松井のほうに、岬町としては現金で支給という指示をしています。議会のほうにも、報告はあろうかと思いますが、5万円プラス5万円、2回に分けるか一括で支給するかは別として、まず取りあえず予算化しております5万円と、残りクーポンにしたら二重、三重にも手間になる

ので、本町としてはオール現金で支給する方針を、指示しております。

奥野副委員長 和田委員。

和田委員 今言っている、指示していると聞きましたので、それでいいと思っています。

よろしく頼んでおきます。

奥野副委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野副委員長 ないようですので、私から1点、委員の皆さんに報告というか連絡したい
と思います。

昨日の厚生委員会、一昨日の常任委員会でも連絡があったかと思えますけれど、今年度の常任委員会研修、去年ぐらいからしていないのですけれども、講師に来ていただいて行ったことはありますが、来週ぐらいまで視察先とか、講師を呼ぶならこの先生はどうかとか、いい案があれば、ただし来年度のコロナ感染のデルタ株やら新しいオミクロン株ですかね、その感染状況にもよりますけれども、視察先でいいところがあればまた事務局へ、来週中ぐらいにご連絡をお願いしておきます。

本日の審議経過並びに結果については次の本会議において委員長報告を行います。委員の皆様のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午前11時11分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年12月9日

岬町議会

副委員長 奥野 学